

児童館午前中利用（開放）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、厚木市立児童館条例及び厚木市立児童館条例施行規則に基づき、児童館の閉館中における施設の有効利用を図る観点から、乳幼児及びその保護者を対象とした児童館午前中利用（開放）（以下「午前中利用」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（利用対象者）

第2条 利用できる者は、原則として乳幼児とその保護者（個人）とする。

（実施日及び時間）

第3条 午前中利用の実施日及び時間は、別表のとおりとする。

（実施しない日）

第4条 厚木市立児童館条例施行規則第2条に定める児童館の休館日及び厚木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条に定める学校の休業日に当たる日は、午前中利用を実施しないものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(別表) 第 3 条関係

No.	児童館名	実施曜日	実施時間
1	三 田 児童館	火・木	午前 10 時から正午まで
2	荻 野 新 宿 児童館	火・金	午前 10 時から正午まで
3	緑 ケ 丘 児童館	月・火・水・木	午前 10 時から正午まで
4	山 際 児童館	水・木	午前 10 時から正午まで
5	温 水 ・ 恩 名 児童館	火・水	午前 10 時から正午まで
6	上 戸 田 児童館	水・金	午前 10 時から正午まで
7	及 川 児童館	月・木	午前 10 時から正午まで
8	小 野 児童館	月	午前 10 時から正午まで
9	愛 甲 原 児童館	木	午前 10 時から正午まで
10	上 荻 野 児童館	金	午前 10 時から正午まで
11	戸 室 児童館	月・水・木	午前 10 時から正午まで
12	厚 木 南 児童館	金	午前 10 時から正午まで
13	浅 間 山 児童館	月・金	午前 10 時から正午まで
14	飯 山 中 部 児童館	木	午前 10 時から正午まで
15	七 沢 児童館	金	午前 10 時から正午まで
16	ひ ま わ り 児童館	火	午前 10 時から正午まで
17	下 古 沢 児童館	水・木	午前 10 時から正午まで
18	藤 塚 児童館	火・木	午前 10 時から正午まで
19	毛 利 台 児童館	火・木	午前 10 時から正午まで
20	王 子 児童館	金	午前 10 時から正午まで
21	ま つ か げ 台 児童館	火・水・木	午前 10 時から正午まで
22	中 戸 田 児童館	月	午前 10 時から正午まで
23	吾 妻 町 児童館	火	午前 10 時から正午まで
24	上 落 合 児童館	木	午前 10 時から正午まで
25	妻 田 児童館	月・水	午前 10 時から正午まで
26	古 松 台 児童館	月・金	午前 10 時から正午まで
27	厚 木 北 児童館	火・木	午前 10 時から正午まで

28	上	依	知	児童館	月・水	午前１０時から正午まで
29	宮	の	里	児童館	金	午前１０時から正午まで
30	中	依	知	児童館	火・金	午前１０時から正午まで
31	鳶		尾	児童館	火・木・金	午前１０時から正午まで
32	下	川	入	児童館	水	午前１０時から正午まで
33	妻	田	東	児童館	火・木・金	午前１０時から正午まで
34	荻		野	児童館	月・水	午前１０時から正午まで
35	森	の	里	児童館	火・木	午前１０時から正午まで
36	愛		甲	児童館	月・火・水	午前１０時から正午まで
37	岡		田	児童館	月・水	午前１０時から正午まで
38	金		田	児童館	月・水・木	午前１０時から正午まで